

事業概要

令和 7 年版

東京都多摩小平保健所

は じ め に

多摩小平保健所は、北多摩北部保健医療圏の5市（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市）を所管区域とし、地域における保健衛生行政のうち、広域的、専門的な分野の業務を担っています。具体的には、地域における健康の保持・増進の観点から健康危機管理、食品衛生、環境衛生、薬事衛生、医療安全、エイズや結核を含む感染症対策、精神保健福祉対策、難病対策など幅広い分野の取組を行っています。

令和6年度には圏域の保健医療施策の包括的な計画である「北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プラン」を改定し、「健康で安全・安心な生活を送ることができる豊かな人生の実現」を目標に、5市や医師会、医療機関等の関係機関と連携して取組を進めています。

また、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、都は、令和6年度より都保健所の体制・機能について、「新興感染症を見据えた平時からの備え」、「市町村等関係機関との連携強化」、「D Xの推進による業務の効率化」の3つを柱に強化を図ることとしました。

新興感染症対策では、東京都感染症予防計画の全面改定にあわせて保健所ごとに健康危機管理対処計画を策定しました。当保健所は圏域の健康危機管理の中核的役割を担う拠点として位置づけられています。

令和6年4月には組織改正を行い、市町村連携課を設置いたしました。これにより、新興感染症発生時には5市や医師会、医療機関等とスムーズな連携を図るとともに、平時から関係機関と連携した実践的訓練や各種研修・講習会等の充実に取り組んでまいります。

加えて、各種行政手続きのオンライン化などD X推進の取組も順次進め、都民や事業者の利便性の向上や業務の効率化を図っています。

こうした保健所機能強化の方針に基づき、引き続き保健・医療・福祉の一層の充実に向け、地域の健康課題や圏域のニーズ等に基づく取組を所内で結束して検討、実施してまいります。

今後とも、住民の皆様や関係機関・団体の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本冊子は、当保健所における令和6年度の事業実績をとりまとめたものです。

住民の皆様、関係機関の皆様に、保健・医療・福祉の行政資料の一つとして本冊子を御活用いただければ幸いです。

令和7年9月

東京都多摩小平保健所長

稲垣 智一

目 次

第 1 保健所のあらし	3	第 5 保健対策	79
1 沿革	5	1 感染症対策	81
2 管内の概況	6	2 結核予防対策	86
3 管内の人口	7	3 エイズ対策	91
4 施設の概要	10	4 一般健康相談	91
5 保健所の組織及び分掌事務	11	5 エックス線検査	92
6 決算状況	13	6 試験検査	92
第 2 保健医療	15	7 母子保健	93
1 保健医療	17	8 特殊疾病対策	94
2 歯科保健	25	9 環境保健	97
第 3 企画調整・市町村連携	29	10 精神保健福祉	98
1 地域保健医療推進プラン	31	11 保健師活動	101
2 広報・普及啓発	38	第 6 統計表	105
3 情報公開	39	1 統計表	107
4 統計調査	40	(1) 人口動態統計	107
5 研修・教育	41	(2) 主要死因別死亡数	108
6 市町村連携	44	第 7 附属機関等	121
7 健康危機管理	46	1 北多摩北部地域保健医療協議会	123
8 受動喫煙防止対策	49	2 北多摩北部健康危機管理対策協議会	124
第 4 生活環境安全	51	3 感染症の診査に関する協議会	125
1 薬事	53	4 大気汚染障害者認定審査会	126
2 環境衛生	56		
3 食品衛生	61		
4 保健栄養	71		

- 文中に使用した統計数字は、原則として令和7年3月末現在または6年度中のものによる。
ただし、暦年表示が妥当な場合は令和6年12月末現在又は6年中のものを、静態的時点表示の妥当な場合は各時点のものを、それぞれ使用した。
- 表中の記号は、次のとおりである。

計数のない場合	—
計数不明の場合	...
計数のありえない場合	・
数値微小（0.05未満）の場合	0.0
減少を表す場合	△
- 表示数値は下一桁又は下二桁未満を四捨五入した。したがって、合計の数値と内訳の計が一致しない場合がある。